

北河内地域の防災・減災に係る取組方針 (案)

平成30年5月28日策定

令和元年5月31日改訂

北河内地域水防災連絡協議会

○はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨災害により鬼怒川の堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水や、平成28年8月の台風第10号では岩手県管理河川の小本川が氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

平成29年6月施行の水防法等の一部改正では、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしている。

国土交通省は、平成29年6月20日に緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等について、緊急行動計画をとりまとめた。都道府県においては、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめることとした。

大阪府では、府内8ブロックの既存協議会を水防法に位置づけられた地域毎の大規模氾濫減災協議会機能を付加した水防災連絡協議会に改組し、洪水、高潮、土砂災害等による防災・減災対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資するようにした。

本協議会では、上記水防法改正を踏まえたうえで、地域の特徴や平成22年6月策定の「今後の治水対策の進め方」の人命を守ることを最優先とする基本的な理念に基づき、「逃げる・凌ぐ・防ぐ」ことを主眼においた防災・減災に係る取組方針を策定した。

また、平成30年12月13日に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が
答申されたことを踏まえ、緊急行動計画を改定して、より一層、充実・加速化を図ります。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(啓申),平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(啓申),平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両啓申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめる

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
 - ・水害対応タイムラインの作成促進: 国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
 - ・都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
 - ・要配慮者利用施設における避難確保: 平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
 - ・浸水実績等の周知: 平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
 - ・防災教育の促進: 平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等
- ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
 - ・危機管理型水位計: 国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
 - ・危機管理型ハード対策: 国管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
 - ・危機管理型ハード対策: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援: 防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援: 平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

- ・洪水による流下阻害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価するための研究

(3) 的確な水防活動のための取組

- ①水防体制の強化に関する事項
 - ・重要水防箇所の共同点検: 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
 - ・水防に関する広報の充実: 水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)
- ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項
 - ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達: 各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
 - ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実: 耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善: 平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定: 浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進: 「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等 (他3項目)

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づき協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確立し、減災対策を充実	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づき協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施	協議会の取組内容等についてホームページ等で公表	



協議会の開催状況

＜協議会での取組事項＞

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整等

水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとした現在の作成目標を大幅に前倒し）
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに「国管理河川」の全ての沿川市町村で避難行動要請区域の水害対応タイムラインを作成	平成30年出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			
平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で、対象となる市町村を検討・調査	協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成			

水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知（関心水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知）

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知（関心水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知）			

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成の手引きの充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催	平成30年出水期までに、対象となる全施設に、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施			
平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画の検討・作成、とりまとめた知見については協議会等と共有	毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有			

防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に所属する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会に所属する市町村の全ての学校に共有	平成30年度中に、協議会に所属する市町村の全ての学校に共有			
平成28年度中に、協議会に所属する市町村の全ての学校に共有	平成29年度中に、協議会に所属する市町村の全ての学校に共有	平成30年度中に、協議会に所属する市町村の全ての学校に共有	平成31年度中に、協議会に所属する市町村の全ての学校に共有	平成32年度中に、協議会に所属する市町村の全ての学校に共有	平成33年度中に、協議会に所属する市町村の全ての学校に共有

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

○平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を革新し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組みむべき緊急行動計画を改定。

○具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメテオ関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- #### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
 - ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
 - ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ、災害時に画像・映像によるリアルタイムのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「他事業と連携した対策」(大規模事業)を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上等

(3) 被害軽減の取組

- #### ① 水防体制に関する事項
- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
 - ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施等
- #### ② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項
- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
 - ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
 - ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場場について、排水機能停止リスク低減策を実施等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備等

北河内地域水防災連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「北河内地域」における防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 地域における雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成3年5月29日から実施する。

この規約は、平成9年5月28日から実施する。

この規約は、平成12年5月30日から実施する。

この規約は、平成18年6月6日から実施する。

この規約は、平成19年6月20日から実施する。

この規約は、平成20年6月25日から実施する。

この規約は、平成28年7月27日から実施する。

この規約は、平成30年2月28日から実施する。

この規約は、平成30年5月28日から実施する。

この規約は、令和元年5月31日から実施する。

(別表 1)

(自治体)

大阪府知事
大阪府枚方土木事務所長
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
北河内地域地域防災監
大阪府中部農と緑の総合事務所長
大阪府四條畷保健所長
大阪府守口保健所長
守口市長
枚方市長
寝屋川市長
大東市長
門真市長
四條畷市長
交野市長
枚方市保健所長
寝屋川市保健所長
枚方寝屋川消防組合消防長
交野市消防本部消防長
大東四條畷消防組合消防長
守口市門真市消防組合消防長

(国関係)

淀川河川事務所長
大阪管区気象台長

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

大阪府枚方警察署長
大阪府交野警察署長
大阪府寝屋川警察署長
大阪府四條畷警察署長
大阪府門真警察署長
大阪府守口警察署長

(占用事業者)

西日本電信電話(株)大阪支店災害対策室 担当課長
関西電力(株)大阪北電力本部 枚方配電営業所 所長
大阪ガス(株)ネットワークカンパニー北東部導管部緊急保安チーム マネジャー
大阪広域水道企業団東部水道事業所長
枚方市上下水道事業管理者
交野市水道事業管理者職務代理者水道局長
寝屋川市上下水道局長
大東市上下水道局長
門真市上下水道局長
守口市水道事業管理者

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部工務次長
京阪電気鉄道(株)工務部長

(別表2)

(自治体関係)

北河内地域地域防災監
大阪府枚方土木事務所建設課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所総務企画課長 大
阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長
大阪府都市整備部事業管理室事業企画課 参事
大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事
守口市下水道部長
守口市危機管理監
枚方市市民安全部長
枚方市土木部長
枚方市上下水道局上下水道事業部長
寝屋川市危機管理監
寝屋川市上下水道局長
大東市危機管理監
大東市街づくり部長
門真市まちづくり部長
門真市総務部長
門真市上下水道局長
四條畷市都市整備部長
四條畷市危機統括監
交野市都市整備部長
交野市危機管理室長

(国関係)

淀川河川事務所 地域防災調整官
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 総務課長

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項		
具体的な取組		
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組		
改定なし		
1	洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月から、寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットラインを構築済。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す。
2	土砂災害警戒情報の見直し	土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームジージの更新を実施する。
3	土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市とホットラインを構築済。
4	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 <ul style="list-style-type: none"> ・寝屋川流域では、同流域協議会 大規模水害タイムライン策定部会にて、2018年夏の試行版完成を目標に作成する。 ・寝屋川流域以外では、協議会において、広域（複数市に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成する。
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 <u>作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する。</u>
5	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 <ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月に府、市の行政間で構築した寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のタイムラインを作成済み。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す。
		【多機関連携型タイムラインの作成】 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。 【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 <u>作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。</u>
6	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 <u>地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う。</u>
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 <u>作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。</u>
	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市においてタイムラインを作成済み。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
7		<p>【多機関連携型タイムラインの作成】 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。</p> <p>【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した土砂災害対応タイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。</p>
		<p>【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に含まれている地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを作成する。</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。</p>
8	<p>避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】</p>	<p>【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に含まれている地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを作成する。</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。</p>
9	<p>水害危険性の周知促進</p>	<p>【水位周知河川の拡大】 水位周知河川の拡大について検討する。</p>
10	<p>ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理 土砂災害警戒情報を補足する情報の提供 避難計画作成の支援ツールの充実</p>	<p>【情報提供の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川を拡大する。 ・防災情報メールの情報提供内容を充実する。 ・スマートフォン版のサイトを作成する（洪水情報、土砂災害情報）。 ・2021年度までに水位、雨量情報をアルタイム化する（水防災情報システムの更新）。 ・きめ細やかな土砂災害情報を提供する（土砂災害情報システムの更新）。 ・防災情報の用語や表現内容の見直し（国）。 ・想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）に反映する。
11	<p>防災施設の機能に関する情報提供の充実</p>	<p><u>ダムや堤防等の施設について、その効果や機能等を住民等への周知を実施する。</u></p>
12	<p>隣接市における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等</p>	<p>災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。</p>
13	<p>要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害）</p>	<p>【避難確保計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画への位置づけ。 ・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。
<p>②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p>		
14	<p>浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等（洪水）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに寝屋川、恩智川、古川、船橋川、穂谷川、天野川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。 ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
15	基礎調査の実施と公表、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査1巡目が完了し、2017年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。 ・調査は概ね5年に1度実施する。
	16	<p>水害ハザードマップの作成（更新）、周知、活用</p> <p>ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実</p>
17	浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市において速やかに住民等に周知する。
18	水害記録の整理	過去の水害記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表する。
19	災害リスクの現地表示	まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討する。
20	防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みを強化する。 ・市町村地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育を実施する。 ・出前講座などによる防災教育を推進する。
21	<p>共助の仕組みの強化</p> <p>地域防災力の向上のための人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整する。 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施する。 ・地域包括する。 ・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有する。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の推進するとともに、具体的な取組事例を共有する。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を行う。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
22	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有する。
23	洪水予測や水位情報の提供の強化 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施する。 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認する。
24	システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成する。
25	地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市単位・地区単位）。
26	応急的な退避場所の確保	安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討、整備

(2) 被害軽減の取組

改定なし

27	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新委託を伴う重要水防箇所の見直しを行う。 ・河川管理者と関係者による河川巡視点検を実施する。
28	水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。
29	水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	大阪府地域防災総合演習などで、多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容を検討し、実施する。
30	水防関係者間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間（消防団）の連携を図る。

②多様な主体による被害軽減対策に関する事項

31	市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・市への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施する。 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制を検討する。
32	市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。 ・市庁舎の機能確保を実施する。

(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

33	排水施設、排水資機材の運用方法の改善	・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施する。 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成を行う。 ・排水計画を実施する。
----	--------------------	--

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
34	浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の浸水想定図のデータを市に提供する。 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供する。 ・市は浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。 ・他事例を情報収集し、共有する。
	流域全体での取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策の推進 ・ため池の治水活用の推進

(4) 河川管理施設の整備等に関する事項

河川管理施設の整備等に関する事項		
36	堤防等河川管理施設の整備・維持管理（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する。 ・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度から、対策箇所の重点化を図り整備を進める。 ・河川特性マップを周知、共有する。 ・河川特性マップを踏まえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容を共有する。
	<p>本川と支川の合流部等の対策 多数の家屋や重要施設等の保全対策 流木や土砂の影響への対策 土砂・洪水氾濫への対策 避難路、避難場所の安全対策の強化</p>	<p>【2018年の緊急点検 河川砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防強化対策等を整備 ・樹木、堆積土砂等の撤去（天野川、権現川、江蟬川、寝屋川など） ・土砂、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備 ・人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地、河道断面の拡大等の整備 ・円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備
38	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・現行整備内容（余裕高部、パラペット、天端部の補強等）を協議会で共有する。 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討する。
39	重要インフラの機能確保	<p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援
40	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・計画等に基づき、府管理の樋門、水門等の改修を推進する。 ・計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する。 ・確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制を検討する。
41	施設管理の高度化の検討	<p>【施設管理におけるドローンの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する。

(5) 減災・防災に関する国の支援

減災・防災に関する国の支援		
42	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業を周知する。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
43	適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク表示図の公表を実施する。 ・関係機関（市開発窓口へのリスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）へ水害リスクを周知する。 ・開発申請者などへリスクを周知する。
44	災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業にかかる市支援として研修やマニュアルの充実を図る。 ・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」を更新する。
45	災害情報の地方公共団体との共有体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整を図る。
46	補助制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。